

大阪大学産業科学研究所バイオセーフティ委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 実験動物及びバイオセーフティレベル2以上の病原体等の生物試料（以下「生物試料」という。）を取り扱う実験室の安全設備及び運営に関すること。
- (2) 生物試料の利用・保管の届出に関すること。
- (3) 生物試料の取扱い等に係る教育訓練の基本的事項に関すること。
- (4) 生物試料を取り扱う実験に係る事故発生時及び災害時における措置に関すること。
- (5) その他生物試料の安全管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業科学研究所病原体等安全管理主任者
- (2) 産業科学研究所選出の大阪大学動物実験委員会委員
- (3) 産業科学研究所第3研究部門（生体・分子科学系）から選ばれた専任教授2名
- (4) 産業科学研究所第3研究部門（生体・分子科学系）から選ばれた専任准教授3名
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

2 バイオセーフティ委員会委員の選出について（平成12年10月26日教授会申し合せ）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年1月19日から施行し、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この改正施行の際、現に在任中である改正前の第3条第1項第2号及び第3号の委員は、改正後の第3条第1項第3号及び第4号の規定により選出されたものとみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この改正施行後のバイオセーフティ委員会は、大阪大学病原体等安全管理規程第9条に定める部局病原体等安全管理委員会を兼ねる。